

議案第230号

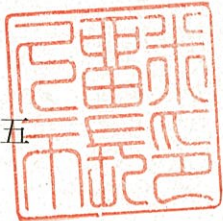
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、  
次の事項について付議します。

筑後中央広域都市計画特別用途地区の変更（久留米市決定）について

令和4年9月1日

久留米市長 原口 新五



# 筑後中央広域都市計画特別用途地区の変更（久留米市決定）

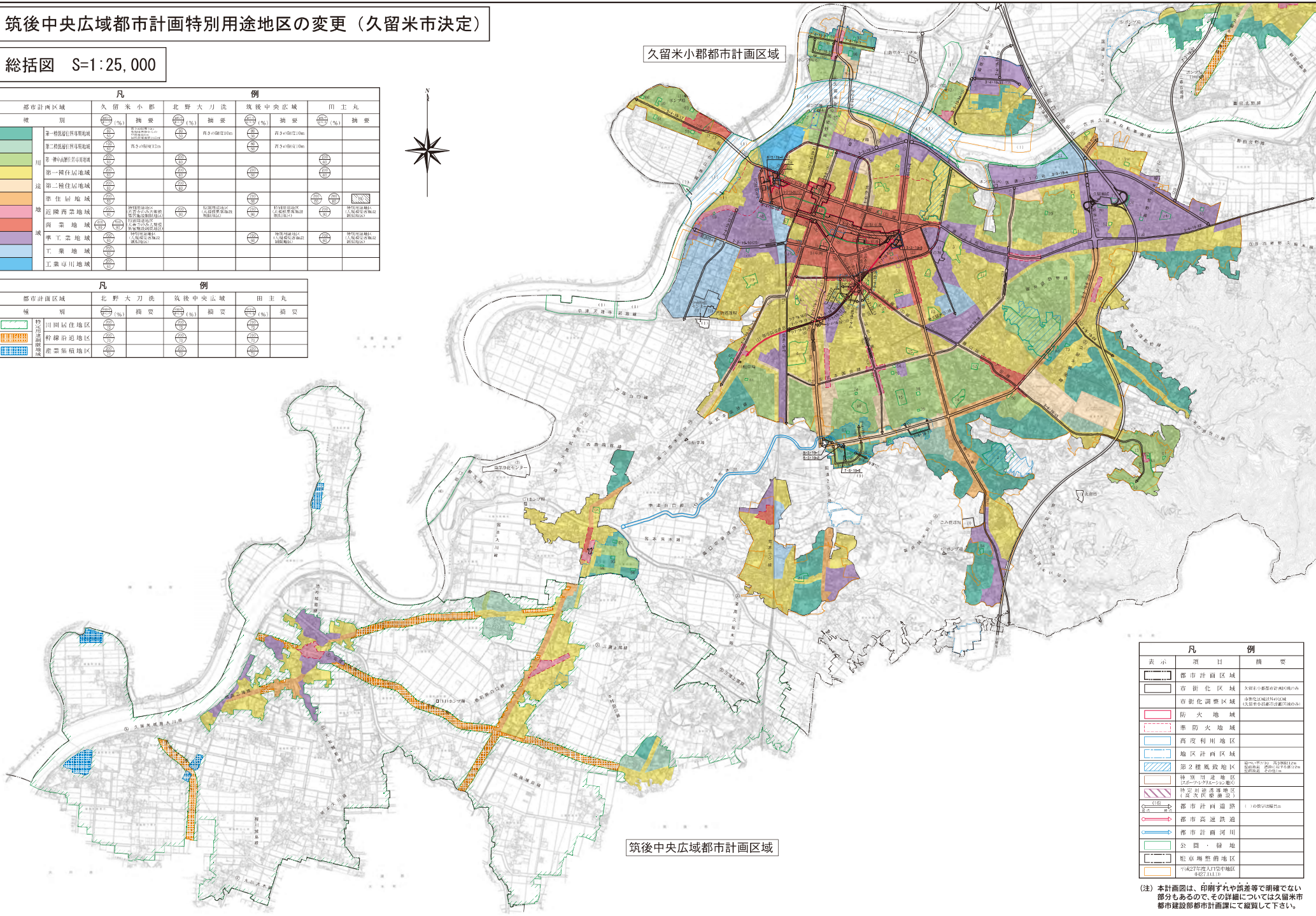
総括図 S=1:25,000

凡		例			
都市計画区域	久留米小郡	北野大刀洗	筑後中央広域	田主丸	
種別	(%)	概要	(%)	概要	(%)
第一種居住地域	100	第一種居住地域	100	第一種居住地域	100
第二種居住地域	100	第二種居住地域	100	第二種居住地域	100
準住居地域	100	準住居地域	100	準住居地域	100
近隣商業地域	100	近隣商業地域	100	近隣商業地域	100
商業地域	100	商業地域	100	商業地域	100
準工業地域	100	準工業地域	100	準工業地域	100
工業地域	100	工業地域	100	工業地域	100
工業専用地域	100	工業専用地域	100	工業専用地域	100

凡		例			
都市計画区域	久留米小郡	北野大刀洗	筑後中央広域	田主丸	
種別	(%)	概要	(%)	概要	(%)
特別用途地区	100	特別用途地区	100	特別用途地区	100
田園居住地区	100	田園居住地区	100	田園居住地区	100
幹線沿道地区	100	幹線沿道地区	100	幹線沿道地区	100
商業集積地区	100	商業集積地区	100	商業集積地区	100

久留米小郡都市計画区域

筑後中央広域都市計画区域

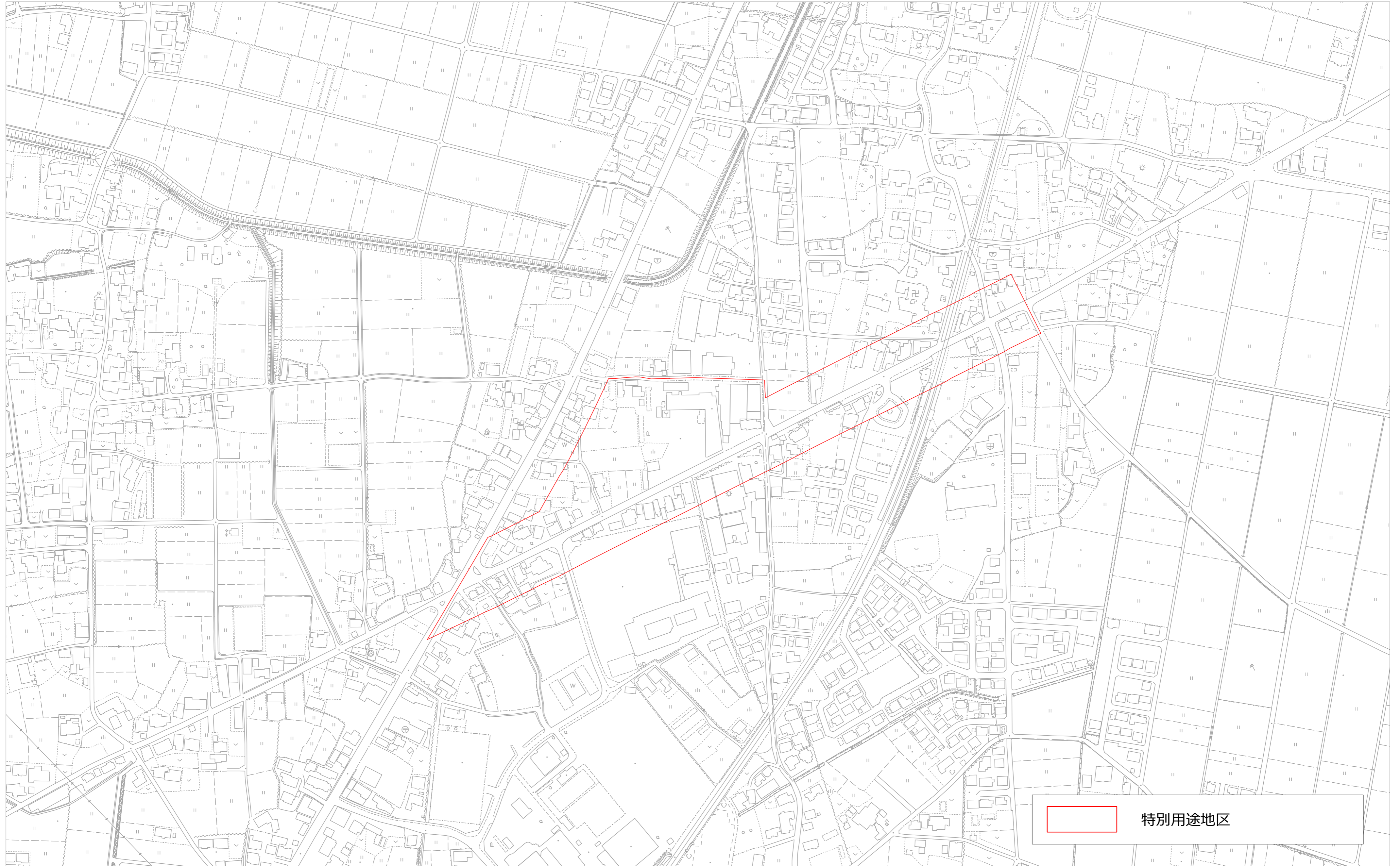


凡	例	概要
[Red outline]	都市計画区域	都市計画区域
[Blue outline]	市街化区域	久留米小郡都市計画区域のみ
[Green outline]	市街化調整区域	特別用途地区特別地区 (久留米小郡都市計画区域のみ)
[Red]	防火地域	
[Orange]	準防火地域	
[Blue]	施設利用地区	
[Light Blue]	地区計画区域	
[Yellow]	第2種風致地区	特別用途地区、特別地区、準工業地域、工業専用地域、商業集積地区
[Green]	特別用途地区	特別用途地区(風致調整地区)
[Pink]	特別用途地区(風致調整地区)	
[Red line]	都市計画道路	(1)の線は幅員10m
[Red line]	都市高速鉄道	
[Blue line]	都市計画河川	
[Green line]	公園・緑地	
[Blue line]	駐車場整備地区	
[Orange line]	平成27年人口集中地区	平成27年人口集中地区

(注) 本計画図は、印刷ずれや誤差等で明確でない部分もあるので、その詳細については久留米市都市建設部都市計画課にて確認して下さい。

1:2,500

# 計 画 図



福岡県久留米市

## 筑後中央広域都市計画特別用途地区の変更（久留米市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 55 h a	筑後中央広域都市計画区域内の近隣商業地域 及び準工業地域全域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市機能を集約したコンパクトな賑わいあふれるまちづくりへの転換を図るため、広域的に都市機能やインフラに大きな影響を及ぼす大規模集客施設について、その立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定するものである。